

氏 名 中 西 真

学 位 の 種 類 博士（社会学）

学位授与年月日 2012年3月31日

学位論文の題名 「校内暴力生徒」の生活課題に対応する校内体制の研究

—「学校の秩序維持」と「スクールソーシャルワーク」の議論に着目して—

【論文内容の要旨】

本論文は序章終章に加えて本文6章からなる。内容として、戦後日本で学校の生徒指導についての考え方やプランの主たるものについて、「校内暴力」に対する実践に絞って明らかにしている。特に最近着目されているスクールソーシャルワーク（以下SSW）の考え方が、1950年前後から主として西日本の学校での実践に、萌芽的に見られる可能性について考察している。

序章では、研究背景として1980年代以降、「わけのわからない」非行とも呼ばれる、動機理解の困難な非行が生徒指導上の問題とされ、その行動の背景を理解するという取り組みが重視されてきた。そこでは、生徒自身の資質に加えて、生活や環境の影響を読み解き、支援することが求められていることを提示し、このような生活課題に対応する専門職としてSSWの必要性が認められてきていることを指摘した。その上で、この生活課題に対する視点は今に始まったことではなく、戦後の生徒指導の基本理念にも認められるため。それらを整理し、再評価する必要があることが述べられる。

第1章 先行研究と研究課題・方法

第1章では、先行研究を紹介した上で、文献研究と京都市生徒福祉課関係者へのヒアリングを中心とした方法での研究の進め方が紹介される。

第2章 「校内暴力」に対する教員の理解と対応

ここでは「校内暴力」の捉え方と教員による対応の方向性を検討している。その結果、生徒の暴力に対する学校・教員の対応は、「カウンセリング・マインド」と呼ばれる、受容的に生徒の心情を理解する姿勢と、「毅然とした管理」として厳格に対応する姿勢とがあり、この二元論的な対立では問題の本質は解消されず、それらを乗り越える方向としてSSWの方策が必要となることが示される。

第3章 「ゼロトレランス方式」による「校内暴力に対する実践」の議論

ここでは、厳格な指導をシステムの、厳罰的に行う「ゼロトレランス（以下、ZT）方式」の内容を子細に検討し、特に集団の秩序維持と生徒個人の支援に着目してZTに関する言説、事例の考察を通じて、いわば「混乱状況」にあるZT方式の内実を提示した。ZTに期待する立場には、厳格な枠組みへの期待が見受けられるが、学校におけるZTの有効な展開には、校内の規律についての教師の完全な一致が求められるし、生徒や保護者との合意も不可欠であるとし、ZTの意義はむしろその点に認められるとする。またルール違反をしても退学が認められない義務教育において、諸外国で行われるような放校も含むペナルティを前提とした指導方針は有効ではなく、結果として義務教育段階での有効な取り組みは見いだせないとする。

第4章 「カウンセリング」を用いた「校内暴力の事例」と対比される「毅然とした指導」の議論

第4章では、「校内暴力」に対して集団の秩序維持を目指す厳しい対応として、1980年代頃から公式文書にもしばしば用いられる「毅然とした指導」の議論状況を紹介し、事例の考察を通じて、「毅然」という用語が「非行に対応する教員の姿勢」、「いじめの加害生徒に対する教員の態度や対応」、「ZT方式の説明」と

いう3つの場面で特徴的に用いられているとする。しかし、この概念が、「学校の警察化」、「問題行動」生徒の分離・排除、懲戒の強化と「体罰」容認の方向性などと結びつきやすく、子どもの人権の視点から問題があり、それ故に曖昧な状況のまま毅然たる態度が推奨されていることへの危惧を示す。

第5章 学校福祉実践における「校内暴力」に関連する内容

ここでは、1950年代初頭から高知県にはじまり、主として西日本の各地で見られた「学校福祉」について論述し、中でも特徴的な実践と考えられる「京都市教育委員会生徒福祉課（1962～87年）」の事例を扱い、そこにおける「暴力非行や問題行動」に対する実践を中心に明らかにした。その結果、第1に学校福祉研究でとくに先駆的とされる京都市における生徒福祉課の理念と取り組みを詳細に紹介して現代のSSWとの類似性に気づき、第2に現代のSSW事業推進に必要な、たとえば家庭をどのように見て、どのようにつながるか。また地域との連携のありようなど、今日の取り組みに役立てうる視点が多数含まれていることが示唆された。特にこの部分では、西日本を中心とする同和教育実践における、家庭訪問の意味や、地域や生活への視点が、これからのSSW実践においても参考となりうる点を指摘している。

第6章 「校内暴力」に関連した「スクールソーシャルワーク」の議論と展開

ここでは、学校福祉実践の基盤と考えられ、1950年前後から学校社会事業研究として議論されてきたSSWの内容を対象として、SSW実践の特徴をまとめて提示した。たとえば「学令児童生徒の就学並に学習を阻害する社会的条件並に社会心理的条件を排除するために、学校の場に応用された社会事業（寺本1957：98）」、といった当時の先駆的なSSWの理解と、その担当者による実践を渉猟し、当時の実践のまとめと、今日のSSW活動において重視されるケース会議に着目し、その課題を提示している。

終章「校内暴力」に対応する校内体制の検討結果

以上の流れから、本論文では、校内暴力に対する実践として、①ZT方式、②毅然とした指導とカウンセリング、③学校福祉実践、④SSW実践の主に4タイプの校内体制が見出せたとし。その結果、学校だけでなく、家庭や地域も考慮して行う1960年代頃の学校福祉実践を参考にしながら、ZT方式や毅然とした指導の特徴である「生徒やその保護者、教員など全員で合意・決定したルールを適正に実施すること」を活用し、ルールに反する者も社会のなかで生きていけるように教育、環境調整など個別の指導や支援を行う校内体制を、緊急時から日常までスペクトラムな状況に応じて運用できるSSW実践を展開していくことが重要だと結論している。

【論文審査の結果の要旨】

本論文は、多方面の知見を総合したもので、生徒指導・対教師暴力という教育領域の課題を、社会的文脈や家族の課題として読み込み、その支援指導に関する教育現場での営みを丁寧にひろって整理し、結論への導いたものと評価される。

ZT方式については、「割れ窓理論」など犯罪・治安対策が学校現場に対立を生じさせつつ導入された経過を明らかにすると同時に、その定義が語り手によってまちまちであることから生じる混乱を整理した。また、毅然たる態度という生徒指導の枕詞になったような考え方についても、そのものの示す曖昧さと危うさを具体的に指摘し、一方でカウンセリング的対応が問題行動について有効かという点では、問題行動の心情を理解する手助けにはなるものの、実際の教育現場で十分機能しているとはいえない現状を検討している。そのため、このような硬軟両極端な対応でなく、生徒の生活背景を見て、そこに援助を行うことで、暴力事象や学校不適応についても対応できるとするSSWの視点を肯定している。

その上で、20世紀初頭にアメリカの訪問教師の実践にはじまるとされ、2008年から文科省において事業化されたSSWの実践が、現在全国で展開されるようになってきているが、その先駆的取り組みを、「学校福祉事業」や「福祉教員」の実践の中に見いだした。特に教育委員会に「生徒福祉課」という福祉を冠する課を設置し、担当者には福祉（ケースワーク）の専門職をあてるという、他に例を見ない京都市の取り組みを丁寧に解き明かすことに成功している。

論文構成上は、ZT方式、毅然たる態度、学校福祉事業と京都市の生徒福祉課などにおいて、その一つ一つについて丁寧に資料を渉猟し、ひとつの研究として独立させようような深い研究として進めていることは評価できる。一方で、ソーシャルワークや今日のSSWがよってたつ理論への切り込みについては課題が残り、そのため、ゼロトレランスや毅然たる態度とカウンセリングとの二元論的対立に対しての、第三局としてSSWの意義は十分理解できたとして、今後はSSWがよってたつ理論の掘り下げに課題を残すと評価された。

もっとも、教育福祉分野の理論化は、日本の社会福祉学や教育臨床学の分野でも緒に就いた段階であり、本論文においては、相当量の資料の渉猟と読み込みがなされた上で、合理的に結論に到達しており、特に京都市の実践については貴重な資料を発見して紹介するなど、意義深い論文であると評価された。

以上により、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

【試験または学力確認の結果の要旨】

2012年6月7日（木）11：00から12:30まで、産業社会学部大会議室において公聴会を実施し、本人の内容報告の後、主として副査から活発な質問と問題指摘がなされた。

申請者は、いくつかの用語や概念についての質問に適確に回答したが、そこには教育現場特有の用語や表現もあり、実践系の論文が特定領域の概念や用語に基づいて表現されるため、他領域との概念や用語の違いについてが、一つの議論となった。

主たる論点として、この研究結果はいかなる形と意味で、実際の学校現場に返し得るのかという視点と、今後どのような方法で理論化につなげるのかという視点を取り上げられた。これらの論点に対し、教育現場の現状をふまえ、「アセスメント」と「ケース会議」に基づく、根拠のある対応が実効的であるといった、申請者の知見に基づいた回答がなされた。

申請者は、博士後期課程にいたるまでに、教育や福祉の現場への理解を深めるために、児童相談所や学校での稼働やインターンシップの経験を積んでおり、文献研究にとどまらない積極的な姿勢で本研究を進めた。そのため、公聴会での回答からも、本人が資料の十分な読み込みにとどまらず、教育と福祉の現場に通暁していることが十分にうかがえた。

本学位申請者は、基準に該当する論文と、学会等での発表も行っており、特に本論文の中核部分でもある学校福祉事業と京都市生徒福祉課の取り組みについては、最新の日本学校ソーシャルワーク学会の機関誌に論文として掲載され（『『非行や問題行動』に対する『スクールソーシャルワーク』実践の原点』『学校ソーシャルワーク研究』第7号 日本学校ソーシャルワーク学会2012.7）高く評価されている。また、本学位申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者であり、本論文の内容、また公聴会での質疑応答を通じて、博士学位授与に相応しい学識を有することが確認された。また本学位申請者が本学大学院社会学研究科応用社会学専攻の博士課程後期課程の在学中に行った7本の学術報告のうちZT方式に関する5本、5本の学術論文（うち2本が査読付き（ただし学内ジャーナル1本））のうちZT方式に関するもの1本に

については、ZT方式（zero-tolerance policing）にかかる米国の英語論文も活用して作成しており、これらの成果を踏まえ、同氏が十分な専門的知識および学識を持ち合わせていることもあわせて確認した。

以上から審査委員会は本学位申請者が立命館大学学位規程第18条第1項に基づいて「博士（社会学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。

審査委員	（主査）野田 正人	立命館大学産業社会学部教授
	（副査）岡田 まり	立命館大学産業社会学部教授
	（副査）中西 仁	立命館大学産業社会学部准教授